

和歌山市擬人化キャラクターデザイン制作業務委託 事業者募集 実施要領

公表日 令和 7 年 1 0 月 2 4 日

1 契約概要

(1) 名称

和歌山市擬人化キャラクターデザイン制作業務委託

(2) 目的

本業務は、和歌山市の特色ある各地域を擬人化したキャラクター広告であり、別添の「『和歌山市子』シリーズに係るキャラクターデザインの基本方針」に記載のある「和歌山市子」シリーズについて、クリエイターの手により全身をリ・デザインし、市内各地の魅力を伝える公式キャラクターとして本市のPRに活用する。

(3) 契約内容

6体のキャラクターのデザインの業務を行う。

※ 詳細は、「和歌山市擬人化キャラクターデザイン制作業務委託 仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したものは失格とする。

3 参加資格

本募集に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

(3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手

続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

（6）キャラクターデザイン等のデザイン制作に係る業務を行った実績があること。

4 参加資格確認申請書の作成及び提出

（1）提出書類

ア 参加資格確認申請書（別記様式第1号）

イ キャラクターデザイン等のデザイン制作に係る同種の契約を履行した実績を有することを証する書類

履行実績調書（別記様式第2号）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し等を提出すること。

ウ 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（別記様式第3号）を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 会社概要等（パンフレット等）

履歴事項全部証明書を添付すること。

オ 役員等調書及び照会承諾書（別記様式第4号）

カ 委任状及び使用印鑑届出書（別記様式第5号）

※ 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）に基づく和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、上記ウからカまでの書類の提出を省略することができる。

（2）提出期限

令和7年11月4日（火）17時15分まで（必着）

（3）提出場所

和歌山市役所 市長公室 企画政策部 シティプロモーション課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

Tel：073-435-1013（内線：2451）

メールアドレス：citypro@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

書類を持参し直接提出すること。

※ 提出可能な時間は、土日祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで。

※ 郵送及び電子メールでの提出は認めない。

5 参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

公表日から令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） 1 7 時 1 5 分まで（必着）

(2) 質問方法

書面（任意様式）に質問事項を記載し、シティプロモーション課メールアドレス宛て電子メールで提出するものとし、来庁・電話等における口頭等での質問は受け付けないものとする。また、電子メールで提出後、シティプロモーション課まで送信した旨の電話をすること。なお、事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては回答しない場合がある。

(3) 質 問 先

上記 4（3）に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対して書面で回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

7 キャラクターデザイン等の提出

(1) 提出書類

ア キャラクターデザイン案（A 3 用紙に印刷したもの）

「和歌山市子」基本パターン（1 種類、1 方向（正面）） 1 部

「和歌山市子」デフォルメデザイン（1 種類、基本パターンをベースとする） 1 部

※ 別紙「仕様書」及び「『和歌山市子』シリーズに係るキャラクターデザインの基本方針」を確認すること。なお、上記以外のパターン及び他のキャラクターデザインについては、契約締結後に受託者が制作することとする。

※ 本募集で提出する際の紙質は指定しない。

※ デザイン案の裏面右下に商号又は名称を記載し、表面に透けないようにすること。また、表面に商号又は名称が特定できるような記載をしないこと。

※ デザインは、未発表（他のコンペ等で公表していない）のオリジナル作品に限る。

イ「和歌山市子」基本パターン・ラフ画（用紙指定なし、1 種類、1 方向（正面）） 1 部

ウ デザイン PR 用紙（A 4 用紙 1 枚、任意様式） 1 部

エ クリエイターの活動実績が分かる書類（A 4 用紙 1 枚、任意様式） 1 部

※ イラスト制作に係り、過去にどのような活動をしていたかを示すこと。

※ 過去に、成人向けのイラストを制作し公開した実績のある者の参加は不可とする。

※ 過去にデザインしたキャラクター画を 1 つ以上掲載すること。

エ 参考見積書（任意様式） 1 部

※ 備考欄等で積算の明細・根拠が分るようにすること。

(2) 提出期限

令和7年11月28日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所

上記4（3）に同じ。

(4) 提出方法

上記4（4）に同じ。

(5) 提出制限

キャラクターデザイン案（基本パターン及びデフォルメデザイン）、ラフ画及びデザインPR用紙は、1参加者について1件を限度とする。

8 評価方法

評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価（コンペ方式）

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された「和歌山市子」のキャラクターデザイン案について、下記「9 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し（参加者によるプレゼン等の説明の機会は設けない）、最も高い評価を受けた参加者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。なお、その者との合意に至らない場合は、次に高い評価を受けた参加者と契約の交渉を行う。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 評価結果の通知

評価結果を評価結果通知書（令和7年12月8日（月）送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

次の評価基準に基づき、75点満点で評価する。

	評 価 項 目	評 価 基 準	配点
内容評価 50点	和歌山市への理解	○和歌山市らしさがデザインに表現されているか。	10点
	仕様書・基本方針に沿ったデザインとなっているか	○仕様書及び基本方針に沿ったデザインとなっているか。	20点
	基本パターンの総合的なデザイン性	○精巧なデザインとなっているか。	10点
	デフォルメデザインの総合的なデザイン性	○精巧なデザインとなっているか。	10点
その他 25点	地域貢献 （会社の所在地）	市内に本社・本店がある : 5点 市内に事業所（支社・支店等）がある : 3点 市内に事業所がない : 0点	5点

	価格評価 （委託料の総額） ※ 消費税及び地方消費税 を含む	$\text{評価点} = \text{配点} \times \{1 - (\text{参加者の参考見積額} - \text{最低見積額}) / \text{見積限度額}\}$ （小数点が出た場合は、小数点以下第1位で四捨五入）	20点
--	---	--	-----

【内容評価の配点が20点の項目】

20：非常に良い、16：良い、12：普通、8：悪い、4：非常に悪い

【内容評価の配点が10点の項目】

10：非常に良い、8：良い、6：普通、4：悪い、2：非常に悪い

※ 内容評価は、市職員（本募集担当職員を除く）複数名が5段階で行い、評価項目の合計点数が高い者を受託候補者として特定する。

※ 評価結果が同一となった場合、「内容評価」の点数が高い者を受託候補者として特定する。
 なお、内容評価の点数も同一となった場合は、「基本パターンの総合的なデザイン性」が高い者を受託候補者として特定する。

10 日程

公表	令和7年10月24日（金）
参加資格確認申請書受付	令和7年11月 4日（火）17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和7年11月 7日（金）（予定）
質問受付	令和7年11月14日（金）17時15分まで
キャラクターデザイン案等提出	令和7年11月28日（金）17時15分まで
キャラクターデザイン案評価	令和7年12月上旬（予定）
結果通知	令和7年12月 8日（月）（予定）
契約締結	令和7年12月中旬（予定）

11 失格事項

本募集の参加者若しくは提出されたキャラクターデザイン案等が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- （1）キャラクターデザイン案等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- （2）キャラクターデザイン案の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないものの
- （3）キャラクターデザイン案等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの
- （5）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- （6）参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

12 契約に関する事項

- （1）前払い制度
適用しない。
- （2）部分払い制度
適用しない。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

(4) 契約書作成の要否

必要である。

13 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。なお、選定されたキャラクターデザイン案等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用するができるものとする。

(4) 本募集に参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 参加者が1者であってもキャラクターデザイン案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

(6) 契約締結後、キャラクターデザインに修正を加える場合がある。

(7) 本コンペで提出する「和歌山市子」の基本パターン（1種類）及びデフォルメデザイン（1種類）以外のカット、及び他のキャラクターに係るデザインについては、契約締結後に受託者が制作を行う。その際、本コンペに提出した「和歌山市子」の基本パターンを制作した者を主たる制作者とすること。

(8) 採用されたキャラクターデザインの著作権は、和歌山市に帰属する。

(9) 参加者（受託者）は、本制作物について、和歌山市及び和歌山市が指定する第三者に対して著作権人格権を一切行使しないことを了承のうえ契約を行う。

(10) 提出されたキャラクターデザイン案等は、説明資料等必要な範囲において複製を作成することがある。

(11) 提出されたキャラクターデザイン案は、和歌山市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(12) コンペの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定されたキャラクターデザイン案等を原則として公表する。参加者にあっては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。

(13) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が生じる場合がある。

(14) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、書面により市の承諾を得ていれば、この限りではない。

(15) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。